答申第 1208 号
諮問第 1873 号
件名：廃棄年月日が記載された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答　　申

１　審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

２　審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由　（略）

３　処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

（1）本件処分の内容及び理由

ア　事実経過

（ｱ）行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 9 月 12 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

このとき審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は所要の補正をした結果

決定期間特例通知書（務教発第 8301 号）において、開示決定等をする期限（令和 10 年 11 月 24 日）とした根拠が記載された文書の廃棄年月日が記載された文書

（請求日現在　教養課で保管のもの）

となった。

（ｲ）本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書を探索したところ、教養課においては、開示決定等をする期限を令和 10 年 11 月 24 日とした決定期間特例通知書(務教

発第8301号。以下「特例通知」という。）を起案する際、決裁の説明資料として、「残りの行政文書について開示決定等をする期限」について検討した文書（以下「本件検討文書」という。）を作成していた。

しかしながら、本件検討文書は愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成16年務警・総発甲第140号）第5、6（1）に定める決裁、認証又は供覧の手続を要しない「共用文書」として作成されていたことから、特例通知の決裁完了後に、保管の必要がなくなったものと判断し、廃棄された。

行政文書の廃棄については、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号。以下「規程」という。）第61条において、「所属長は、完結文書（第57条第４項及び第58条の規定により保存期間を延長した完結文書を除く。）の保存期間が満了したときは、これを廃棄するものとする。この場合においては、総合文書管理システムに廃棄の登録をしなければならない。」と定められており、総合文書管理システムに登録されている行政文書については当該規程による廃棄の登録の際に決裁を受けることとなる。しかしながら、本件検討文書は保存期間1年未満の共用文書であり、規程第33条により総合文書管理システムの登録を要さない文書となるため、総合文書管理システムの登録はなく、規程第61条に係る廃棄の登録もなされないことから、廃棄の決裁文書も作成されることはなかった。

よって、教養課において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

イ　本件処分

前記ア(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、廃棄に関する手続について、独自の見解を縷々主張するが、本件対象文書の文書管理については上述したとおりであるため、審査請求人の主張は失当であり理由がない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4　審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特例通知において、開示決定等をする期限を令和10年11月24日とした根拠が記載された文書の廃棄年月日が記載された文

書であって、開示請求日時点において教養課で保管しているものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、特例通知を起案する際、決裁の説明資料として本件検討文書を作成していたものの、同文書は保存期間1年未満の行政文書であり、かつ、決裁、認証又は供覧の手続きを要しない共用文書として作成していたことから、処分庁は決裁完了後に保管の必要がなくなったものと判断し、同文書を廃棄したとのことである。また、保存期間1年未満の共用文書はシステムの登録を要さない文書となるため、処分庁は本件検討文書について、廃棄の登録をせず、廃棄の決裁文書も作成していないとのことである。

これらを踏まえて当審査会で検討したところ、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情はないことから、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

決定期間特例通知書(務教発第8301号)において、開示決定等をする期限(令和10年11月24日)とした根拠が記載された文書の廃棄年月日が記載された文書

(請求日現在　教養課で保管のもの)

（審査会の処理経過）

年　月　日	内　容
８．　２．１０	諮問（弁明書の写しを添付）
８．　８．１７ （第733回審査会）	審議
８．　９．１０ （第735回審査会）	審議
８．１０．２７	答申